

## 感染症による出席停止扱いについて

学校保健安全法第19条により、生徒が感染症にかかった場合、本人の休養と周囲への蔓延、及び流行を防ぐため、出席停止（欠席扱いとしない）の処置を講じることになっています。万一、医師から感染症と診断された場合には、原則として下記の期間は、ご家庭でゆっくりと休養させてください。

尚、医師から登校許可が出ましたら、破線下の登校許可証明書を医師に記入していただき学級担任へ提出してください。

### 記

	学校感染症の種類	出席停止の期間（症状により医師が予防上支障ないと認めた期間とする。）
第1種	(※)	治癒するまで。
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳（せき）が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌薬療法による治療が完了するまで。
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	風疹	発疹が消失するまで。
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消退後2日を経過するまで。
	結核	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
第3種	髄膜炎菌性髄膜炎	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	腸管出血性大腸菌感染症	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	流行性角結膜炎	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	急性出血性結膜炎	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	その他（溶連菌感染症・手足口病・伝染性紅斑・マイコプラズマ感染症・ウイルス性肝炎・ヘルパンギーナ・流行性嘔吐下痢症・ノロウイルスなど）	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

※第1種学校感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、急性灰白髄炎、鳥インフルエンザ(H5N1)など。

-----キ-----サ-----ト-----リ-----

### 登校許可証明書

叡明高等学校長 様

科 年 組 番 生徒名

診断名
-----

出席停止期間                    令和   年   月   日   ～   令和   年   月   日

上記の者の病気は、感染するおそれなくなりましたので、登校しても差し支えないことを証明します。

令和   年   月   日

医療機関名・医師名

印